

仕 様 書

台帳No.  
道路河川建設課

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 業務名 | 令和8年度 水門橋保守点検業務 |
|-----|-----------------|

下 関 市

# 仕 様 書

道路河川建設課

|  |     |      |     |     |     |       |
|--|-----|------|-----|-----|-----|-------|
|  | 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 員 | 検 算 | 設 計 者 |
|  |     |      |     |     |     |       |

|     |           |     |                       |
|-----|-----------|-----|-----------------------|
| 年 度 | 令 和 8 年 度 | 場 所 | 下 関 市 大 和 町 二 丁 目 ほ か |
|-----|-----------|-----|-----------------------|

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 業 務 名 | 令和8年度 水門橋保守点検業務 |
|-------|-----------------|

|         |              |
|---------|--------------|
| 業 務 概 要 |              |
|         | 水門橋保守点検業務 一式 |
|         |              |
|         |              |
|         |              |
|         |              |
|         |              |
|         |              |
|         |              |
|         |              |

|         |  |
|---------|--|
| 履 行 期 間 | 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で |
|---------|--|

|                                |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 設計金額<br><small>(元設計金額)</small> | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 変更設計額                          | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 精算見込額                          | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

設 計 用 紙

下 関 市

# \* 委託業務費 \*

# 内訳表

| 費目・工種・施工名称など                     | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 委託業務費                            |     |     |     |     |     |
| 保守・点検業務<br>第1四半期<br>4/5/6月期月例    | 1.0 | 式   |     |     |     |
| 保守・点検業務<br>第2四半期<br>7月年次/8/9月期月例 | 1.0 | 式   |     |     |     |
| 保守・点検業務<br>第3四半期<br>10/11/12月期月例 | 1.0 | 式   |     |     |     |
| 保守・点検業務<br>第4四半期<br>1月年次/2/3月期月例 | 1.0 | 式   |     |     |     |
| 直接委託業務費計                         |     |     |     |     |     |
| 委託業務価格                           |     |     |     |     |     |
| 消費税相当額                           |     |     |     |     |     |
| 委託業務費計                           |     |     |     |     |     |
|                                  |     |     |     |     |     |



# 仕 様 書

## 第 1 条 適用範囲

この仕様書は、下関市が委託する水門橋保守点検業務に適用するものとする。

## 第 2 条 適用仕様書

業務の仕様書は次の優先順位によるものとする。

- 1 監督職員の指示事項
- 2 現場説明事項及び質疑応答事項
- 3 特記仕様書
- 4 本仕様書

## 第 3 条 疑義

受注者は、設計書、仕様書等に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合又は明記のない場合は、監督職員と協議の上指示を受けること。

## 第 4 条 監督職員

業務を実施するために発注者が定めた職員を監督職員とする。

## 第 5 条 官公庁、その他への手続き

関係官公庁、その他に対して交渉、若しくは交渉を受けた場合はその旨を遅滞なく監督職員に申し出て協議するものとする。

## 第 6 条 諸法規の遵守

受注者は、業務実施に際しては、労働基準法、道路交通法等の関係諸法規を遵守し、諸法令の運営と適用については受注者の負担と責任においてこれを行うものとする。

## 第 7 条 業務内容

- (1) 水門橋関連設備の保守点検を行うこと。  
月例点検は毎月実施することとし、年次点検は7月と2月の年2回実施すること。
- (2) 保守点検は、以下の点検表に基づき、正確に実施すること。
  - ・水門橋設備保守点検項目表（月例）
  - ・性能確認表（月例）
  - ・電圧電流測定記録表（年次）
  - ・絶縁抵抗測定記録表（年次）

(3) その他事項としては以下内容とする。

- ・点検は水門橋通行止め時間帯に合わせて行う計画とすること。但し、船舶通航がある際はそれを優先し作業を一時中断すること。
- ・契約期間中に発生した不具合に関しては、優先かつ迅速に対処すること。
- ・不具合の対処に関し、材料購入を伴わない軽微な調査修繕は本業務に含むものとするが、それ以外は発注者と別途協議し決定することとする。
- ・点検中に発見された不具合内容は、別添の「不具合報告と今後の対策」により速やかに報告することとする。

## 第 8 条 現場管理

- 1 業務の実施に際しては必要に応じて保安施設を設け、円滑な交通と通行者及び作業員の安全について万全の処置を講ずること。
- 2 業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく監督職員に報告すること。
- 3 業務実施中は、現場に責任者を常駐させること。
- 4 高所作業時・足場の悪い場所での作業時は、作業員に必ず安全带・ヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。
- 5 監督職員の指定した業務は、監督職員の立会を受けて実施すること。

## 第 9 条 跡片付け

- 1 受注者は、業務の実施の必要から交通の方法を変更又は制限した場合において、業務完了、若しくはその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。
- 2 受注者は、業務実施の必要から既設の施設等を撤去又は損傷したときは当該業務実施期間中に原状に復さなければならない。

## 第 10 条 業務履行届

業務を実施した場合は、業務の実施報告書を作成し、記録写真を添付して毎月提出し報告すること。

## 第 11 条 写真撮影

業務の適正な施行を説明する資料である記録写真として、点検作業中の代表写真を撮影すること。また不具合報告等があった場合は、必要に応じてその他部分写真等を撮影すること。

## 第12条 完了検査

業務の完了時には発注者が定めた検査員の完了検査を受けて合格しなければならない。

## 第13条 その他（参考）

「水門橋及び閘門運転業務（別途発注業務）」との調整が必要な場合は、適宜、誠実に対応すること。

### 1 水門橋及び閘門運転業務

- (1) 水門橋の昇降操作
- (2) 閘門門扉の開閉
- (3) 導水路門扉の開閉
- (4) 閘門施設の始業点検の実施及び記録
- (5) 閘門区域内の警備
- (6) 緊急事態発生時の対応及び緊急連絡
- (7) 運転日は、日曜日、祝日及び年末年始（12月29～31日及び1月1～3日）を、除く日とする。また、運転日の就業は午前8時から午後5時までの運転業務時間とし、残りは宿直業務とする。
- (8) 運転日以外の日については、午前8時から午後5時までの日直業務、及び午後5時以降、翌日の午前8時までの宿直業務とする。
- (9) 閘門の運転に関しては、別記1「下関漁港閘門業務実施要領」の内容を遵守する。

# 水門橋設備保守点検項目表（月例）

年 月 日 曜日（天候： ）

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

| 対象部位          | 点検箇所                  | 点検項目                  | 点検方法        | 判定 | 摘要 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-------------|----|----|
| 橋体            | 床版                    | 車道面の損傷、段差等            | 目視          |    |    |
|               |                       | 高欄の取付状態、腐食、ボルトの緩み等    | 目視・打音       |    |    |
|               | 桁                     | 腐食の状況、変形等             | 目視          |    |    |
|               |                       | 連結ボルトの緩み（水面上を除く）      | 目視・打音       |    |    |
| 橋体（下関側）       | シーブ（2箇所）              | シーブブラケットの取付状態、ボルトの緩み等 | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | 回転の状態、異音振動の有無         | 目視・聴覚・指触・給油 |    |    |
|               | ガイドローラーA（門構当り）（2箇所）   | 取付状態、ボルトの緩み等          | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | 回転の状態、異音振動の有無         | 目視・聴覚・指触・給油 |    |    |
|               | ガイドローラーB（レール当り）（2箇所）  | 取付状態、ボルトの緩み等          | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | 回転の状態、異音振動の有無         | 目視・聴覚・指触・給油 |    |    |
| 橋体（彦島側）       | シーブ（2箇所）              | シーブブラケットの取付状態、ボルトの緩み等 | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | 回転の状態、異音振動の有無         | 目視・聴覚・指触・給油 |    |    |
|               | ガイドローラーA（門構当り）（2箇所）   | 取付状態、ボルトの緩み等          | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | 回転の状態、異音振動の有無         | 目視・聴覚・指触・給油 |    |    |
|               | ガイドローラーB（レール当り）（2箇所）  | 取付状態、ボルトの緩み等          | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | 回転の状態、異音振動の有無         | 目視・聴覚・指触・給油 |    |    |
| 門構（下関側）       | 基礎ボルト（2箇所）            | 腐食の状況、緩み、変形等          | 目視・打音       |    |    |
|               | 柱（2箇所）                | 腐食の状況、緩み、変形等          | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | ガイドレールの変形等            | 目視          |    |    |
|               | 踊場（2箇所）               | 腐食の状況、変形等             | 目視          |    |    |
|               | 上部工                   | メンテナンスステージ腐食の状況、変形等   | 目視          |    |    |
|               |                       | 手摺の取付状態、腐食等           | 目視          |    |    |
| シーブ（4箇所）      | シーブブラケットの取付状態、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認               |             |    |    |
|               | 回転の状態、異音振動の有無         | 目視・聴覚・指触・給油           |             |    |    |
| 門構（彦島側）       | 基礎ボルト（2箇所）            | 腐食の状況、緩み、変形等          | 目視・打音       |    |    |
|               | 柱（2箇所）                | 腐食の状況、緩み、変形等          | 目視・打音       |    |    |
|               |                       | ガイドレールの変形等            | 目視          |    |    |
|               | 梯子                    | 腐食の状況、変形等             | 目視          |    |    |
|               | 踊場（2箇所）               | 腐食の状況、変形等             | 目視          |    |    |
|               |                       | メンテナンスステージ腐食の状況、変形等   | 目視          |    |    |
| 上部工           | 手摺の取付状態、腐食等           | 目視                    |             |    |    |
|               | シーブ（4箇所）              | シーブブラケットの取付状態、ボルトの緩み等 | 目視・打音       |    |    |
| 回転の状態、異音振動の有無 |                       | 目視・聴覚・指触・給油           |             |    |    |

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

| 対象部位          | 点検箇所               | 点検項目                                    | 点検方法        | 判定 | 摘要   |
|---------------|--------------------|---|-------------|----|------|
| 機械装置<br>(下関側) | モーター               | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | 速度制御用ブレーキ          | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | カバー開放、ブレーキ板等内部点検                        | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | 停止用ブレーキ            | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | カバー開放、ブレーキ板等内部点検                        | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | サイクロ減速機            | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 軸、シール等の点検                               | 目視          |    |      |
|               |                    | 油量の確認                                   | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | ベベルギヤ減速機           | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 軸、シール等の点検                               | 目視          |    |      |
|               |                    | 油量の確認                                   | 目視          |    |      |
|               |                    | 出力軸ギヤの点検                                | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | ワイヤードラム            | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 入力軸ギヤの点検                                | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触・給油 |    |      |
|               | ワイヤロープ             | 素線切れ、変形、キンク                             | 目視          |    |      |
|               |                    | ロープエンド及びシーブ接触部の点検                       | 目視          |    |      |
|               |                    | 摩耗の状態 公称径φ28<br>(使用限界7%以上の摩耗: ≤ φ26.04) | 計測 (漁港側)    |    | 計測値＝ |
|               |                    |   | 計測 (関門側)    |    | 計測値＝ |
| 開度指示計         | 入力軸、スプロケット、チェーンの点検 | 目視                                      |             |    |      |
|               | 回転の状態              | 給油                                      |             |    |      |
| 休止装置          | 取付状態、外観、ボルトの緩み等    | 目視・打音                                   |             |    |      |
|               | 軸、シール等の点検          | 目視                                      |             |    |      |
|               | 作動の状態              | 給油                                      |             |    |      |

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

| 対象部位          | 点検箇所               | 点検項目                                    | 点検方法        | 判定 | 摘要   |
|---------------|--------------------|---|-------------|----|------|
| 機械装置<br>(彦島側) | モーター               | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | 速度制御用ブレーキ          | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | カバー開放、ブレーキ板等内部点検                        | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | 停止用ブレーキ            | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | カバー開放、ブレーキ板等内部点検                        | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | サイクロ減速機            | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 軸、シール等の点検                               | 目視          |    |      |
|               |                    | 油量の確認                                   | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | ベベルギヤ減速機           | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 軸、シール等の点検                               | 目視          |    |      |
|               |                    | 油量の確認                                   | 目視          |    |      |
|               |                    | 出力軸ギヤの点検                                | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触    |    |      |
|               | ワイヤードラム            | 取付状態、外観、ボルトの緩み等                         | 目視・打音       |    |      |
|               |                    | 入力軸ギヤの点検                                | 目視          |    |      |
|               |                    | 回転の状態、異音振動の有無                           | 目視・聴覚・指触・給油 |    |      |
|               | ワイヤロープ             | 素線切れ、変形、キンク                             | 目視          |    |      |
|               |                    | ロープエンド及びシーブ接触部の点検                       | 目視          |    |      |
|               |                    | 摩耗の状態 公称径φ28<br>(使用限界7%以上の摩耗: ≤ φ26.04) | 計測 (漁港側)    |    | 計測値＝ |
|               |                    |   | 計測 (関門側)    |    | 計測値＝ |
| 開度指示計         | 入力軸、スプロケット、チェーンの点検 | 目視                                      |             |    |      |
|               | 回転の状態              | 給油                                      |             |    |      |
| 休止装置          | 取付状態、外観、ボルトの緩み等    | 目視・打音                                   |             |    |      |
|               | 軸、シール等の点検          | 目視                                      |             |    |      |
|               | 作動の状態              | 給油                                      |             |    |      |

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

| 対象部位          | 点検箇所                  | 点検項目            | 点検方法    | 判定 | 摘要 |
|---------------|-----------------------|-----------------|---------|----|----|
| 制御装置<br>(下関側) | ロープゆるみ検出装置<br>(漁港側)   | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 検出リミットの作動       | 検出確認    |    |    |
|               | ロープゆるみ検出装置<br>(関門側)   | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 検出リミットの作動       | 検出確認    |    |    |
|               | 非常上限検出装置<br>(漁港側)     | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 非常上限検出リミットの作動   | 検出確認    |    |    |
|               | 非常上限検出装置<br>(関門側)     | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 非常上限検出リミットの作動   | 検出確認    |    |    |
|               | 昇降位置検出装置<br>(検出リット×5) | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 検出リミットの作動       | 検出確認    |    |    |
| 制御装置<br>(彦島側) | ロープゆるみ検出装置<br>(漁港側)   | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 検出リミットの作動       | 検出確認    |    |    |
|               | ロープゆるみ検出装置<br>(関門側)   | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 検出リミットの作動       | 検出確認    |    |    |
|               | 非常上限検出装置<br>(漁港側)     | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 非常上限検出リミットの作動   | 検出確認    |    |    |
|               | 非常上限検出装置<br>(関門側)     | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 非常上限検出リミットの作動   | 検出確認    |    |    |
|               | 昇降位置検出装置<br>(検出リット×5) | 取付状態、外観、ボルトの緩み等 | 目視・打音確認 |    |    |
|               |                       | ロッド作動の状態        | 給油      |    |    |
|               |                       | 検出リミットの作動       | 検出確認    |    |    |

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

| 対象部位          | 点検箇所                  | 点検項目             | 点検方法 | 判定 | 摘要 |
|---------------|-----------------------|------------------|------|----|----|
| 電気設備<br>(制御盤) | 漏電遮断器                 | 取付状態、ボルトの緩み等     | 増締め  |    |    |
|               |                       | 本体の損傷、破損の確認      | 目視   |    |    |
|               |                       | 端子緩みの確認          | 増締め  |    |    |
|               |                       | 開閉状態の確認          | 手動操作 |    |    |
|               | 表示灯                   | 取付状態、ボルトの緩み等     | 増締め  |    |    |
|               |                       | 点灯、機器破損の確認       | 目視   |    |    |
|               | マグネットスイッチ             | 本体の損傷、破損の確認      | 目視   |    |    |
|               |                       | 端子緩みの確認          | 増締め  |    |    |
|               |                       | 接点荒れの有無          | 目視   |    |    |
|               |                       | 接触状態の確認          | 手動操作 |    |    |
|               |                       | 異音、振動等、作動状態の確認   | 動作確認 |    |    |
|               | 押釦スイッチ<br>遠隔ペンダントスイッチ | 取付状態             | 目視   |    |    |
|               |                       | 本体の損傷、破損の確認      | 目視   |    |    |
|               |                       | 端子緩みの確認          | 増締め  |    |    |
|               |                       | 接点接触状態の確認        | 目視   |    |    |
|               |                       | 押釦開閉作動確認         | 手動操作 |    |    |
|               | タイマー                  | 本体の損傷、破損の確認      | 目視   |    |    |
|               |                       | 端子緩みの確認          | 増締め  |    |    |
|               |                       | 設定値ズレの有無、作動状態の確認 | 手動操作 |    |    |
|               | 計器                    | 本体の損傷、破損の確認      | 目視   |    |    |
|               |                       | 端子緩みの確認          | 増締め  |    |    |
|               |                       | 適正表示値の確認         | 目視   |    |    |
|               | 照明                    | 器具の損傷、破損の確認      | 目視   |    |    |
|               |                       | 球切れの確認           | 目視   |    |    |
| 配管配線          | 被覆の劣化、破損の確認           | 目視               |      |    |    |
|               | 配管の腐食、破損の確認           | 目視               |      |    |    |
|               | ボルト取付部の緩み等            | 増締め              |      |    |    |

## 性能確認表（月例）

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

| No.    | 点検箇所 | 確認項目                  | 点検方法 | 判定 | 摘要 |
|--------|------|-----------------------|------|----|----|
| ＜上昇動作＞ |      |                       |      |    |    |
| 1      | 制御盤  | 下限リヤ-ゆるみ検出確認          | 目視   |    |    |
| 2      | 橋体   | 低速上昇作動確認              | 目視   |    |    |
| 3      | 橋体   | 低速→高速切替上昇作動確認         | 目視   |    |    |
| 4      | 制御盤  | 差動指示計作動の状況確認          | 目視   |    |    |
| 5      | 制御盤  | 橋体傾斜補正作動の有無           | 目視   |    |    |
| 6      | 橋体   | 高速→低速切替上昇作動確認         | 目視   |    |    |
| 7      | 橋体   | 低速作動確認                | 目視   |    |    |
| 8      | 制御盤  | 上限リット検出確認             | 目視   |    |    |
| 9      | 橋体   | 橋体停止確認                | 目視   |    |    |
| 10     | 休止装置 | 休止装置ピソソ作動確認           | 目視   |    |    |
| 11     | 橋体   | ピソソ挿入位置確認（橋体長穴センター付近） | 目視   |    |    |
| 12     | 橋体   | 低速下降作動確認              | 目視   |    |    |
| 13     | 制御盤  | 上限リット検出解除確認           | 目視   |    |    |
| 14     | 制御盤  | 上限リヤ-ゆるみ検出確認          | 目視   |    |    |
| 15     | 橋体   | 休止位置停止確認              | 目視   |    |    |
| ＜下降動作＞ |      |                       |      |    |    |
| 16     | 橋体   | 低速上昇作動確認              | 目視   |    |    |
| 17     | 制御盤  | 上限リヤ-ゆるみ検出解除確認        | 目視   |    |    |
| 18     | 制御盤  | 上限リット検出確認             | 目視   |    |    |
| 19     | 橋体   | 低速上昇停止                | 目視   |    |    |
| 20     | 休止装置 | 休止装置ピソソ格納作動確認         | 目視   |    |    |
| 21     | 橋体   | 低速下降作動確認              |      |    |    |
| 22     | 制御盤  | 上限リット解除確認             | 目視   |    |    |
| 23     | 橋体   | 低速→高速切替下降作動確認         | 目視   |    |    |
| 24     | 制御盤  | 橋体傾斜補正作動の有無           | 目視   |    |    |
| 25     | 制御盤  | 差動指示計作動の状況確認          | 目視   |    |    |
| 26     | 橋体   | 高速→低速切替下降作動確認         | 目視   |    |    |
| 27     | 橋体   | 下限停止確認                | 目視   |    |    |
| 28     | 制御盤  | 下限リヤ-ゆるみ検出確認          | 目視   |    |    |
|        |      |                       |      |    |    |

## 電圧電流測定記録表（年次点検）

年 月 日 曜日（天候： ）

気温 ℃ 湿度 %

測定者：

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

### <電圧測定>

(V)

| 対象部位 | 点検箇所  | 測定項目 |     | 定格値     | 測定値 | 判定 | 摘要 |
|------|-------|------|-----|---------|-----|----|----|
| 制御盤  | ブレーカー | 1次側  | R-S | 198～242 |     |    |    |
|      |       |      | S-T | 198～242 |     |    |    |
|      |       |      | R-T | 198～242 |     |    |    |

### <電流測定>

(A)

| 対象部位 | 点検箇所            | 線間名称  | 作動方向 | 定格値 | 測定値 | 判定 | 摘要 |
|------|-----------------|-------|------|-----|-----|----|----|
| 制御盤  | モーター<br>(下関側)   | S-111 | 上昇   | 120 |     |    |    |
|      |                 |       | 下降   | 120 |     |    |    |
|      | モーター<br>(彦島側)   | S-211 | 上昇   | 120 |     |    |    |
|      |                 |       | 下降   | 120 |     |    |    |
|      | 休止装置<br>(下関漁港側) | 1V11  | 出    | 6.6 |     |    |    |
|      |                 |       | 入    | 6.6 |     |    |    |
|      | 休止装置<br>(下関閘門側) | 1V12  | 出    | 6.6 |     |    |    |
|      |                 |       | 入    | 6.6 |     |    |    |
|      | 休止装置<br>(彦島漁港側) | 2V11  | 出    | 6.6 |     |    |    |
|      |                 |       | 入    | 6.6 |     |    |    |
|      | 休止装置<br>(彦島漁港側) | 2V12  | 出    | 6.6 |     |    |    |
|      |                 |       | 入    | 6.6 |     |    |    |

# 絶縁抵抗測定記録表（年次点検）

年 月 日 曜日（天候： ）

気温 ℃ 湿度 %

測定者：

良好：○ 要注意：☆ 不良：×

## ＜絶縁抵抗測定＞

(MΩ)

| 対象部位     | 点検箇所            | 点検項目      | 線大地間    | 許容値    | 測定値 | 判定 | 摘要 |
|----------|-----------------|-----------|---------|--------|-----|----|----|
| 制御盤      | モーター<br>(下関側)   | 1次側       | 1 U 1   | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 |           | 1 U 2   | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 | 2次側       | u       | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 |           | x       | 0, 2以上 |     |    |    |
|          | モーター<br>(彦島側)   | 1次側       | 2 U 1   | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 |           | 2 U 2   | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 | 2次側       | u       | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 |           | x       | 0, 2以上 |     |    |    |
|          | 休止装置<br>(下関漁港側) | 1 2 - 1 M | 1 U 1 1 | 0, 2以上 |     |    |    |
|          | 休止装置<br>(下関関門側) | 1 2 - 2 M | 1 U 1 2 | 0, 2以上 |     |    |    |
|          | 休止装置<br>(彦島漁港側) | 2 2 - 1 M | 2 U 1 1 | 0, 2以上 |     |    |    |
|          | 休止装置<br>(彦島漁港側) | 2 2 - 2 M | 2 U 1 2 | 0, 2以上 |     |    |    |
|          | 休止装置ヒーター        | 4台分       | H 1     | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 |           | H 2     | 0, 2以上 |     |    |    |
|          | 操作回路            |           | 0 1     | 0, 2以上 |     |    |    |
|          |                 |           | 0 2     | 0, 2以上 |     |    |    |
| 換気扇      |                 | 6 1       | 0, 2以上  |        |     |    |    |
|          |                 | 6 2       | 0, 2以上  |        |     |    |    |
| スペースヒーター |                 | 3 1       | 0, 2以上  |        |     |    |    |
|          |                 | 3 2       | 0, 2以上  |        |     |    |    |

※判定基準 200V級 許容値0.2MΩ以上



## 下 関 漁 港 閘 門 業 務 実 施 要 領

### 1 目的

この要領は、下関漁港閘門業務委託契約第 1 条第 4 項に基づき、閘門、導水路及び人道橋（以下「閘門等」という。）が、次の各号に掲げる目的を果たすために必要な事項を定める。

- (1) 閘門の潮流を調整して船舟又はいかだ（以下「船舟等」という。）を安全に航行させる。
- (2) 人車（人、自転車）が閘門扉上を安全に通行できるようにする。
- (3) 漁港内の海水を港外に放流浄化する。

### 2 業務時間

業務時間は次に掲げるとおりとする。ただし、勤務者は業務開始の 10 分前までに、閘門監視所において前勤務者から当日の業務実施に必要な事項の引継を受け就業すること。

#### (1) 平日及び土曜日の業務

勤務時間は午前 8 時から午後 5 時までとし、午後 5 時から翌日の午前 8 時までには宿直業務とする。

#### (2) 日曜日、祝日及び年末年始の業務

ア 年末年始は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

イ 午前 8 時から午後 5 時までには日直業務、午後 5 時から翌日の午前 8 時までには宿直業務とする。

### 3 業務従事者の配置人員

1 名

### 4 業務内容

#### (1) 閘門門扉の開閉

##### ア 船舶の通航

平日及び土曜日は、別表「閘門通航時刻表」のとおり通航できるよう開閉する。なお、下関漁港管理条例第 11 条の各号の一に該当する船舶は通航させてはならない。

##### イ 港内海水の浄化

次の各号に掲げる事項に該当するとき、門扉を開けて港内海水の浄化を行う。

(ア) 午後 4 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分のうち日本海から瀬戸内海へ向かう海流の時。

(イ) 港内海水を正常に保つ必要があると山口県下関水産振興局長（以下「局長」という。）が判断したとき。

##### ウ 留意事項

(ア) 操作開始直前においては、閘門に接近する船舟及び閘門等施設の区域内を通行中の二輪の自動車、原動機付自転車、軽車両、人（以下「人車等」という。）が、その他操作の開始により危険を伴う場所にいないかどうかを確認すること。

- (イ) 門扉の上げ下ろしの直前には、その都度ベルを鳴らすこと。
- (ウ) スイッチ操作は、入・切ともに確実に停止位置に接するよう操作すること。
- (エ) 操作中は、操作席を絶対に離れないこと。
- (オ) 操作中は閘門等及びその周辺並びに操作盤の計器等に注意し、船舟及び人車等の安全を図ること。
- (カ) 人車等通行用信号機及び歩行者案内灯は、門扉の上げ下ろしに伴い、人車等が安全に通行できる表示に切り替えること。
- (キ) 門扉の上げ下ろしは、放流、点検整備その他特別の事情がある場合を除くほか、必ず定位置で止めること。
- (ク) 放流、点検整備その他の事情により門扉を定位置以外の位置で止めておく必要がある場合には、船舟から見て通行できないことが容易に判断できる程度の低い位置で止めること。
- (ケ) 門扉の上げ下ろしに当たっては、閘門内に入閘した船舟と門扉との間隔が充分あるかどうか、低潮位で操作位置から見えない小型船舟の安全を特に確認すること。
- (コ) 船舶通航が可能な日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分は船舟用信号灯（青色）を点灯させ、その他船舟の通航を閉鎖している時間帯及び(ク)の時間帯は船舟用信号灯（赤色）を点灯すること。
- (サ) 放流時における門扉の位置は、扉上の高さが岸壁から 5～6 m の位置とすること。
- (シ) 通航する船舶及び閘門扉上を通行する人車が下関漁港管理条例第 11 条、第 13 条の各号に掲げる事項、第 15 条及び第 16 条を守るよう監視すること。

## (2) 導水路門扉の開閉

ア 別に局長が指示する時間とする。

### イ 留意事項

放流時における門扉の位置は、開度指針計が 4.5～5.5m の位置とすること。

## (3) 閘門施設の始業点検

操作開始に当たっては、始業点検記録表の点検項目に従い点検を実施し、その結果を正確に記録すること。

## (4) 閘門区域の警備

区域内での事故防止に万全を期すること。また、閘門付近の護岸への船舟の停係泊を発見したときは、即座に退去するよう要請すること。

## (5) 非常事態発生時の緊急連絡

ア 異常または緊急事態が発生したときは、直ちに局長に報告して指示を受けること。また、必要に応じ警察署、消防署その他関係機関に通報すること。

イ アの定めにより行った措置については、そのてん末を記録し、遅滞なく局長に報告すること。

## 5 業務報告書の提出

その日の業務を終了したとき、前勤務者は必要事項を記入した業務報告書及び始業点検記録表を局長に提出すること。

## 6 閘門監視所の使用上の留意事項

使用するに当たり、常に整理整頓に心がけ、火気の使用については特に注意すること。

## 7 その他

その他、必要に応じて局長の指示を受けること。

### 【別表】 「 閘門通航時刻表 」

以下の表は、船の通れる時刻を示す。

| 漁港→港外  | 港外→漁港  |
|--------|--------|
| 8時50分  | 9時10分  |
| 9時30分  | 9時50分  |
| 10時10分 | 10時30分 |
| 12時20分 | 12時40分 |
| 13時00分 | 13時30分 |
| 15時10分 | 15時30分 |
| 15時50分 | 16時10分 |

【下関漁港管理条例より抜粋】

(閘門航行の制限)

第 11 条 次の各号の一に該当する船隻又はいかだは、閘門を航行してはならない。

- 一 長さが 50 メートルをこえるもの
- 二 幅が 7 メートルをこえるもの
- 三 海面から上の部分の高さが、干潮時にあつては 10 メートル、満潮時にあつては 8 メートルをこえるもの
- 四 吃水が、干潮時にあつては 2.5 メートル、満潮時にあつては 4.5 メートルをこえるもの

第 13 条 閘門を航行しようとする船隻又はいかだは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 適当な位置において、あらかじめ音響その他の方法により信号するとともに、閘門に向かって右側に到着順に停止し、係員の指示によつて順次入閘すること。
- 二 閘門又はその付属設備を損傷するおそれがある器具を使用しないこと。
- 三 航行及び待合せの間、他の船隻又はいかだの航行の妨害となる行為をしないこと。

## 特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

## 1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

## 2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに担当課課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

## 3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに担当課課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

## 4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

## (総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

## (暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

## (関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

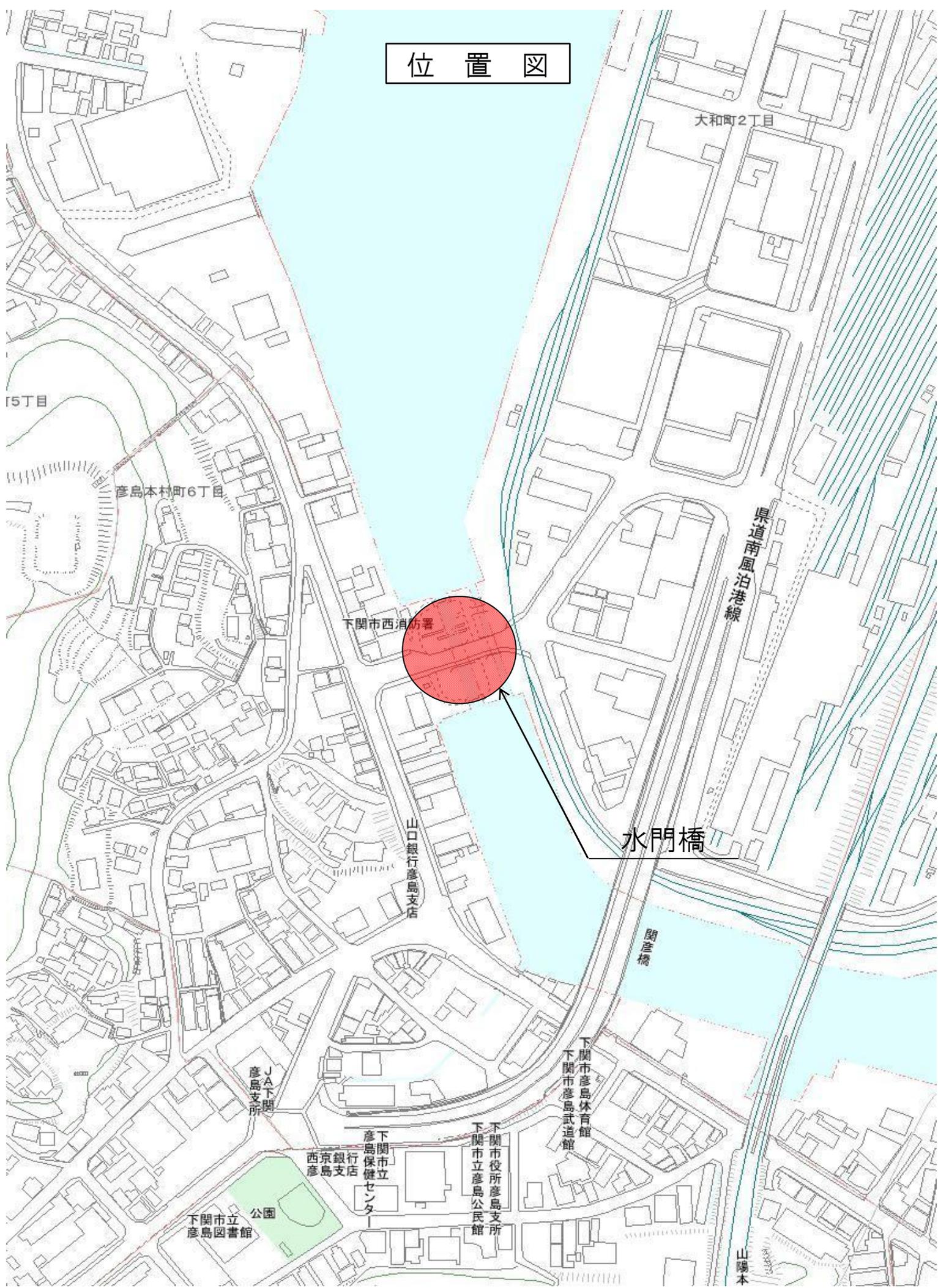
2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

## (本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

# 位置図



水門橋

大和町2丁目

彦島本村町6丁目

下関市西消防署

山口銀行彦島支店

JA下関彦島支所

下関市立彦島図書館

西彦島銀行支店

下関市立彦島保健センター

下関市立彦島公民館

下関市役所彦島支所

下関市彦島武道館

下関市彦島体育館

関彦橋

県道南風泊港線

山陽本